

大阪高裁平成七年（行コ）第三六号、七・一二・一五判決

判 決

控訴人 株式会社柳井商店

被控訴人 兵庫県地方労働委員会

参加人 全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

（主文）

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。

（事実）

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人（擬制陳述）

- 1 原判決を取消す。
- 2 被控訴人が、兵庫県地労委平成二年（不）第五号事件について平成三年四月二六日付でした命令を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。

二 被控訴人、参加人

主文と同旨

第二 当事者の主張

原判決事実摘示のとおりである（ただし、同事実欄の「補助参加人」を「参加人」と読み替える。）から、これを引用する。

第三 証拠

原審訴訟記録中の書証目録、証人等目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

（理由）

- 一 当裁判所も控訴人の請求は失当であると判断する。その理由は次のとおり付加、訂正及び削除するほか、原判決の理由説示のとおりであるからこれを引用する。
  - 1 原判決一九枚目表末行目の「乙第四号証」の次に「同第七号証の一ないし五」を加え、同末行目から同枚目裏一行目にかけての「丙第二五号証の一ないし三、」を削除し、同行目の「丙」の次に「第二五号証の一ないし四、同」を加え、同一〇行目の「四月五日、四月二日」を「四月二日、四月五日」と、同二〇枚目表二行目の「同日」を「同年五月二二日午後」と、同枚目裏三行目の「労働組合活動に」を「組合事務所の設置その他会社施設の利用などについて」と改める。
  - 2 同二二枚目表五行目の「地位にあったこと」の次に「及び当時、X1もミキサ一車に乗車し、控訴人の配車係の指示に従い控訴人の業務に従事するほか、控訴人の従業員と同様の取扱いを受けていたこと」を、同一〇行目、同二三枚目表三行目の各「丙第二五号証の一ないし三」をいずれも「丙第二五号証の一ないし四」と改め、同七、八行目の「成立に争いのない丙第二五号証の四、」を削除する。
  - 3 同二五枚目表二行目の「X2」を「X3」と、同六行目の「後記五2(二)」を「後記五1、2」と改め、同八行目の「五月一八日の事件」の次に「については、同月二一日、Y1工場長が関係した従業員に対し事情聴取のうえ口頭注意を与え、一旦は終止符が打たれているのに、分会結成の直後である同月二六日、突如として、同事件」

を加え、同二六枚目表四行目の冒頭から同一〇行目の末尾までを削除する。

- 4 同二七枚目裏四行目の括弧部分を削除し、同二八枚目表四行目の「同月二九日に」を「同月二八日付けの書面をもって」と、同枚目裏一行目の「X4某」を「X4（西宮地区担当）」と、同二九枚目表五行目の「同日終業時まで」を「同日午前八時四五分から」と改め、同枚目裏五行目の「他社に」の次に「、他社製の生コンクリートをもって控訴人の受注先に」を加え、同三〇枚目表三行目の「表門及び裏門」を「南門及び北門（正門と裏門）」と改める。
  - 5 同三一枚目表一〇行目の「分会の弱体化」を「分会の存在を徹底して嫌忌し、その弱体化更には消滅」と改め、同三二枚目表二行目末尾に続けて「ストライキ中も」を加え、同三行目の「については、出荷を認めて」を「の出荷を認め、また他社製生コンクリートによる代納も了承して」と、同枚目裏一行目全部を「しかも一回限り、労使紛争の経緯を説明し、取引先に対し、いわば理解を求めるとともに任意の協力を要請したに止まり、取引先を拘束し威圧するものでは毛頭ないから、分会ないし分会員の右行動は」と改める。
  - 6 同三二枚目裏九行目の「解雇後」を「解雇後直ちに」と改め、同末行目の「同第一九号証」の次に「並びに弁論の全趣旨」を、同三三枚目表七行目の「浜工場には、」の次に「Y1工場長の配下に」を、同八行目の「運搬部門には、」の次に「運搬全般を掌握する安全運転管理者」を、同枚目裏一行目の「編入されて」の次に「運搬部門の一員として所属し」を加え、同一〇行目の「X1を直接指揮し」を「X1を自己の従業員と同様に取り扱い、直接指揮監督し」と改める。
  - 7 同三四枚目表三行目の「乙第一五号証」の次に「同第一八号証及び弁論の全趣旨」を加え、同四行目冒頭の「前記四3」を「前記四2」と改め、同八行目の「弁論の全趣旨により成立が認められる」を削除し、同枚目裏六行目の「X5に」を「業務上自己の支配下にあるX5に指示して」と改める。
- 二 以上の次第で、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却し、控訴費用は控訴人の負担として、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第七民事部